

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年7月29日
【会社名】	株式会社シーエスロジネット
【英訳名】	CS LOGINET INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 敏明
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	名古屋市中川区舟戸町2番37号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月27日に提出いたしました第30期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の平成28年3月期末の決算処理を行う過程において、過年度における売上原価及び買掛金の計上並びに投資有価証券の評価のそれぞれについて一部誤りがあることが判明いたしました。そのため、当社顧問弁護士及び取締役監査等委員で構成される社内調査委員会を設置し、事実関係及び原因解明のための調査を実施した結果、当社取締役会に対して、平成28年7月29日に調査報告書が提出されました。

この結果、当社は当該不適切な会計処理の過年度決算への影響額、再発防止策等について検討を行い、過年度の決算を修正するとともに、平成24年3月期から平成27年3月期までの有価証券報告書及び平成25年3月期の第1四半期から平成28年3月期の第3四半期までの四半期報告書について、平成28年7月29日に訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、適正な財務報告の作成に必要な能力、知識、経験を有した人材を必要数確保することの重要性に対する経営陣の認識の甘さという全社的な内部統制の不備が存在していること、また、適正な財務報告の作成に必要な能力、知識、経験を有した人材が不足していることによりチェック体制が不十分であるという決算・財務報告プロセスにおける運用上の不備が存在していること、さらに、買掛金について販売管理システムと財務会計システムとの整合性の確認や、販売管理システムと仕入先からの請求データとの消込みが一部有効に実施されていなかったという業務プロセスにおける運用上の不備が存在していることにより発生したものと認識しております。

以上の当社における全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び業務プロセスにおける不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しておりますが、改めて経営陣がその重要性を再認識し、適正な財務報告の作成に必要な能力、知識、経験を有した人材を必要数確保し、社内において誤りが防止・発見される仕組みを構築する方針であります。